

令和8年度事業計画書

1. 更新講習実施条件整備事業（公益目的事業1）

海技資格更新講習の講師養成、講習用教材の作成・提供その他更新講習が円滑かつ適正に実施されるために必要な条件を整備するため、次の事業を行う。

（1）講師養成等

登録更新講習実施機関における講習管理者、身体検査員及び講師の養成を行うとともに講師の知識及び能力の維持のための再研修を行う。

また、講師研修の改善及び充実を図るため、講師研修を担当する講師との連絡会議を行う。

- ① 新たに講習管理者、身体検査員及び講師になろうとする者に対する初任研修を東京及び広島において、それぞれ1回実施する。
- ② 初任研修修了後3年目に行う再研修を東京及び尾道において、それぞれ1回実施する。
- ③ 初任研修修了後2回目以降となる再々研修を東京及び下関において、それぞれ2回実施する。
- ④ 講師研修を担当する講師との連絡会議を東京において1回開催する。

（2）教材の作成・提供

登録更新講習実施機関において使用する教本及び視聴覚教材を作成し提供する。

- ① 教本については、内容の最新化を図りつつ計画的に作成しており、今年度は、大型用の教本について内容の最新化を図るため、教材検討委員会における検討を経て、改訂版を作成する。
- ② 視聴覚教材については、供用期間を勘案しつつ計画的に作成しており、今年度は、教材検討委員会における検討を経て、航海用（1本）及び小型用（1本）の視聴覚教材を作成する。

（3）登録更新講習機関との連絡調整

登録更新講習実施機関や受講者等に対し、法令改正や事故防止等の資料及び情報を適宜提供するとともに、更新講習等が全国一律・同一水準で円滑かつ適正に行われるよう知識及び理解を深めるとともに、相互の

意思疎通を図るため、登録更新講習実施機関との連絡協調会議を東京において1回開催する。

2. 周知・情報提供事業(公益目的事業2)

海技資格更新及び小型船舶操縦資格制度の普及のための周知及び情報提供を行うとともに広く海上交通安全思想の普及を図るため、次の事業を行う。

(1) 周知広報活動

海技免状及び小型船舶操縦免許証の更新並びに小型船舶操縦資格制度の普及について周知を図るため、

- ① 「海の月間」にポスターを作成し、マリーナ、漁業関係団体及び更新講習実施機関等に配布・掲示する。
- ② 「ボートショー」、「釣りフェス」、「フィッシングショー」、「フローティングヨットショー」、大学の学園祭等に参加し、リーフレット及びグッズの配布等を行う。

(2) 情報提供

- ① 電話、メール及びボートショー等のイベントを通じ、海技資格更新及び小型船舶操縦資格の取得に関するさまざまな照会や相談に応えることにより、海技資格更新制度及び小型船舶操縦資格制度の普及を図る。
- ② ホームページについて、データの更新等により、更新講習受講者及び小型船舶操縦資格の新規取得者のためのサービスの向上を図る。

3. 調査研究事業(公益目的事業3)

各種イベントへの出展等の機会をとらえ、来場者を対象として、小型船舶操縦免許の保有・活用等に関する意識調査を行う。